

社会福祉法人萱野会役員等の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人萱野会（以下「法人」という。）の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬に関し、必要な事項を定める。

(役員等の報酬)

第2条 役員等の報酬は、無報酬とする。

(公表)

第3条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年9月15日から施行する。